

奈良工業高等専門学校外国人受託研修規程

昭和63年2月25日制定

平成13年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、外国人受託研修員制度実施要項(昭和49年3月18日文部大臣裁定)(以下「要項」という。)に基づき、奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)における外国人受託研修員の受入について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「外国人受託研修員」とは、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が開発途上国から招致する研修員で、本校において研修を受ける者をいう。

(受け入れ申請)

第3条 外国人受託研修員(以下「受託研修員」という。)の受け入れ申請は、事業団総裁が受託研修員の氏名、性別、国籍、年齢、最終学歴、卒業年月日、現職、研修題目、研修期間及び希望指導教官名を記載した申請書に、文部科学省大臣官房長の同意書の写を添えて、校長あて行う。

(受け入れ許可)

第4条 校長は、前条の申請に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者について、本校の教育及び研究に支障のない場合に限り、受け入れを許可する。

(受け入れ報告)

第5条 校長は、受託研修員の受け入れを許可したときは、要項第四に基づき文部科学省大臣官房長に報告する。

(研修内容の変更)

第6条 受託研修員の研修内容の変更は、事業団総裁が変更事項及びその理由を記載した変更申請書を添えて、校長あて行う。

(変更報告)

第7条 校長は前条の研修内容の変更を許可したときは、要項第五に基づき文部科学省大臣官房長に報告する。

(研修期間)

第8条 受託研修員の研修期間は、1年以内とし、受け入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、校長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 校長は前項のただし書の取扱いをしようとする場合において、翌年度以降の研修に係る外国人受託研修員経費の予算措置が講ぜられなかった場合等は、当該年度の研修許可を取り消すことができる。

(研修期間区分)

第9条 受託研修員の研修期間区分は、会計年度内における研修する期間の日数により1か月を単位として区分する。

2 前項の研修期間区分の1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第10条 校長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮してその指導教官を定め、指導を行わせるものとする。

2 校長は、研修目的を達成するため必要と認める場合は、当該研究期間中に本校外における研修を行わせることができる。この場合、指導教官又は、適当と認められた者に引率させるものとする。

(研修料)

第11条 受託研修員の研修料の額は、1か月226,000円とする。

(研修料の徴収)

第12条 校長は、受託研修員の受入れを許可したときは、当該会計年度に属する研修料を研修期間区分により、事業団から直ちに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該会計年度を超えて研修期間を許可した場合の翌年度以降の研修料は、当該年度の受託研修員経費の予算措置が講ぜられたとき、研修期間区分により翌年度の当初に徴収するものとする。

3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合は、延長する研修期間を加算し、当該研修期間区分により、直ちに研修料の差額を徴収するものとする。

4 既納の研修料は、原則として還付しない。

(諸規程の遵守)

第13条 受託研修員は、本校の諸規程を遵守し、校長の指示に従わなければならない。

(証明書の交付)

第14条 受託研修員が研修を終了したときは、校長は本人の願い出によりその研修事項について証明書を交付することができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、昭和63年2月25日から施行する。

附 則(平成12年9月28日)

この規程は、平成12年9月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年4月1日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。